

栗橋宿における銘酒の流通

—地廻り経済圏の残滓と崩壊—

魚水 環

要旨 栗橋宿跡で出土した幕末～近代の上絵付酒坏について、酒銘があるものを集成し、ほぼ全点の酒造家を推定した。また、各遺構の推定廃絶時期から新旧配列を行い、戦後までの酒の産地の推移について検証した。その結果、①明治前期までは宿内や古河市の銘柄にほぼ限られ、わずかに下り酒の銘が見られること、②明治後期に至って加須や行田等の利根川上流側の諸酒造の進出が見られること、③太平洋戦争後にこの構成が大きく崩れ、新たに幸手の酒造家との関係が築かれることの3点が導かれた。これは、江戸時代から引きつがれたいわゆる「江戸地廻り経済圏」の最終的な様相が、酒造に係る防腐技術の発展によって崩壊しはじめ、戦中の統制経済によってとどめを刺されたものと推定できる。

はじめに

「アルコールを摂取することで酩酊する」という行為は、厳しい現実からひと時でも目を背けるために人類に愛されてきた悪徳である。とはいえ、それを字義どおりに受け入れてしまっただけではいささか虚無的というものでもあろう。なにげない行為に対して意味や来歴を求め始めてしまうのは、学問にかかわる人間にとっては性質のようなものでもある。より端的に言えば、酒を飲んで気持ちよくなるだけでは我慢できなくなり、詳しく調べたくなってしまったわけである。

埼玉県久喜市に所在する栗橋宿跡では、かつての宿場町跡の約1／3にも及ぶ広大な面積が発掘対象となり、2018年から報告書の刊行が続けられている。一連の報告書では、19世紀代を中心とした膨大な遺物群が逐一報告されており、江戸近郊の宿場町の物質文化的様相が幕末期を中心に明らかになりつつある。

本稿はこの膨大な遺物群の中から、酒坏（の主に見込み面）に上絵付で記された酒銘に着目したものである。幕末期の江戸市場においては、酒銘は酒造家よりも卸売問屋に左右されるものであった

とされる。しかし、貨幣経済が浸透し、江戸との関係性のみに拠らない経済圏のなかにあったとされる北関東の一宿場町では、また異なる様相が見られるのではないかと。酒銘の産地・生産者を網羅的に調査することで、幕末～近代当時の栗橋がどのような流通経済圏の中にあっただけを類推することができるのではないかと。文献資料のみに拠らない近代の記述が、出土遺物の文字資料から行うことができるのではないかと。このように筆者は考えた。

ただし、これは銘柄を持つ酒のみを調べることになるから、栗橋で流通していた酒の上等なものから下等なものまで、その全貌を明らかにすることにはならない。また、その酒銘が実際に栗橋宿内で飲まれていたものであるとも限らないだろう。とはいえ、流通圏を考える上では、むしろ分析対象を銘酒に限ることで、宿場内での消費が主となる濁酒などの影響を排除できると考えられる。また、酒銘の上絵付というのは広告であり、「販売者の消費者に対するサービス活動の一端」（成瀬2011）と捉えられる。少なくとも宣伝効果のない土地に広告は出さないであろうから、流通経済圏の一端を示す資料とは捉えられるだろう。

1 研究事例

歴史学の分野では、関東近縁の酒や醤油などの醸造製品の流通については長年にわたる研究の蓄積があり、その流通圏については伊藤好一や林玲子らによる「江戸地廻り経済圏」の議論が著名である（註1）。また、酒造家の出自・関係に基づくネットワークについては、青木隆浩による丹念な聞き取り調査を基にした研究があり（青木2003）、県内においては近江商人グループの強い影響が指摘されている。さらに、いわゆる「下り酒」の実態については、二宮麻里による酒造家と卸売酒問屋との関係性（二宮2012）、伊藤知生による商標管理の実際についての研究（伊藤2022）などがある。

一方で考古学を出発点とする研究は僅少である。小坏については鈴木裕子による形態分類（鈴木2002）、小坏への上絵付については成瀬晃司による商標の分析があり、特に成瀬によれば「文政から天保年間以降に普及した商標が描かれた小坏は、（中略）商品流通にとって、ブランド志向を高揚させる役割を果たすとともに、販売者と消費者をつなぐサービス戦略の一つ」（成瀬2011）であったとされる。ただ、出土遺物に基づき、酒銘のみに限って事例を収集・分析した研究は管見の限り発見できなかった。

2 研究対象と手法

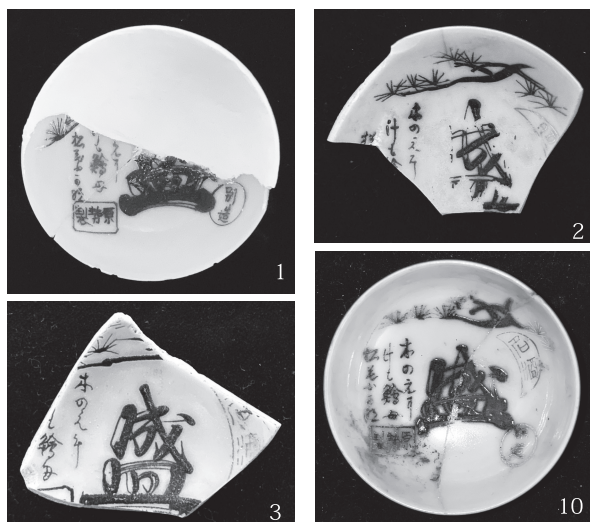
本稿で抽出した資料は、小坏を大半とし、ごく一部に徳利の外面に記されたものも含んでいる。対象としては絵付内に『銘酒』『名酒』や『商標』を含むことで酒銘と判断できるもの、あるいは「正宗」「盛」など酒銘であることが明らかなものを抽出した。抽出元は2024年1月現在で既刊の『栗橋番土屋敷跡』『栗橋宿跡Ⅰ～Ⅶ』『栗橋宿本陣跡Ⅰ～Ⅱ』『栗橋宿西本陣跡Ⅰ』『北2丁目陣屋跡』の12集である。抽出数は35点で、調査の結果、

2点については産地が推定できなかった。これらを列挙し、時期順に整理したものが第1表である。

時期については、『栗橋宿本陣跡Ⅰ』で提示された栗橋1～9期の年代観に従ったが、酒銘上絵付のある小坏についてはその大半が9期となる。このため、9期内の詳細な時期推定については『栗橋宿跡Ⅶ』で示された、酸化コバルト染付磁器や銅版転写染付磁器の有無による推定遺構廃絶年代を使用した。また、それ以外でも各報告書中に年代観が示されているものはこれに従った。

3 各銘柄の調査

盛（栗橋町：原勢屋）第1表1・2・3・10



『新撰銘酒寿語録』等に見られるように、本来は近世期から下り酒問屋の小西利右衛門家が使用していた商標である。下り酒については、江戸市場では明治前期まで酒造家にかかわらず江戸の酒問屋が商標を決定していた（二宮2012）。このため、通常左下に捺される極印は、下り酒の場合は問屋名であることが多く、「盛」の場合は小西家の屋号「富士本」となる筈である。しかし、本種ではいずれも「原勢製」と記されている。

「原勢」は栗橋宿の船戸町に本店を構え「原勢屋」を号した小林勘兵衛家を指す。創業年は不明。初出は文政2（1819）年の「酒蔵諸入帳」に名が見え、安政2（1855）年『東講』では「□吉酒

第1表 栗橋宿跡出土の酒銘盃集成表

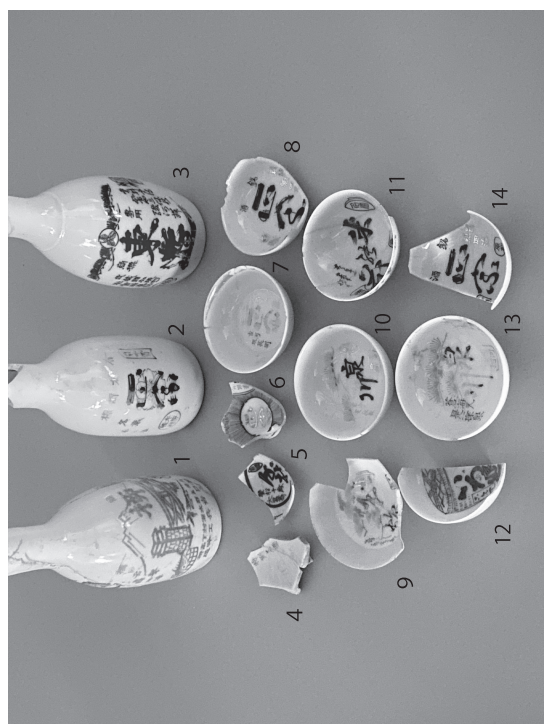
番号	報告書	遺構	栗橋時期	最新磁器	遺構時期	器種	銘柄	極印	他釈文	醸造元	醸造家	典拠
1	栗橋宿跡Ⅵ	SK156	8期		1850～60s	卵殻手坏	盛	原勢製	別造	栗橋町	原勢屋勘兵衛	埼玉の酒文化
2	栗橋宿跡Ⅵ	SK158	8期?		1850～60s	卵殻手坏	盛		名●	栗橋町	原勢屋勘兵衛	埼玉の酒文化
3	北2丁目	包含層	9期		1860～70s	坏	盛			(栗橋町)	(原勢屋)	
4	北2丁目	包含層	9期		1860～70s	坏	惣一	酒七仕入	名酒	御影町	本嘉納商店	日本酒銘大鑑
5	北2丁目	包含層	9期		1860～70s	坏	櫻川		大正	真岡市	辻善兵衛	
6	北2丁目	包含層	9期		1860～70s	坏	廻利吉	青木製	銘酒			
7	北2丁目	包含層	9期		1860～70s	坏	不明		銘●			
8	栗橋宿跡Ⅰ	SK48	9期	酸化コバルト	1870～80s	小坏	大盛	●□(本力)●蔵別造	皇国無●	半田町	深津源右衛門	日本酒銘大鑑
9	栗橋宿本陣跡Ⅰ	SK673	9期	酸化コバルト	1870～80s	小坏	正宗	原勘/鹿嶋本家発行	銘●/精釀	(栗橋町)	(原勢屋勘兵衛)	
10	栗橋宿跡Ⅵ	SK52	9期		1870～80s	卵殻手坏	盛	原勢製	別造/名酒	(栗橋町)	(原勢屋勘兵衛)	
11	栗橋宿跡Ⅵ	SK52	9期		1870～80s	卵殻手坏	(屋号紋)			(栗橋町)	(原勢屋勘兵衛)	
12	栗橋宿跡Ⅵ	SK52	9期		1870～80s	卵殻手坏	勢龍	三添本家発行	●騰身脱	古河町	三添庄右衛門	近江日野の歴史
13	栗橋宿跡Ⅵ	遺構外			1870～80s	卵殻手坏	鶴遊	(奴利彦一手捌)	霜雪操/旭光来映/萬年枝 /古河松本善兵衛	古河町	青木善兵衛	
14	栗橋宿跡Ⅶ	SK112	9期	酸化コバルト	1870～80s	坏	鶴遊	古河松本吟造	霜雪操/旭光来映/萬年枝	古河町	青木善兵衛	常陽芸文ほか
15	栗橋宿跡Ⅴ	木樋2	9期		19世紀後葉以降	卵殻手坏	鶴遊		旭光来●/萬年●	古河町	青木善兵衛	
16	栗橋宿跡Ⅰ	盛土一括			1890～1895?	小坏	日●誉		特別名酒	結城町	野間清六	日本酒銘大鑑
17	栗橋宿跡Ⅰ	SK121	9期	銅板転写	1890～1910s	小坏	正宗		●等酒			
18	栗橋宿跡Ⅳ	SK22	9期	銅板転写	1890～1910s	坏	正宗	古河/坂長捌	商標/式等賞	(古河市)	(坂長)	古河市史
19	栗橋宿跡Ⅳ	SK144	9期	銅板転写	1890～1910s	坏	正宗	栗橋/原勢/儀捌	銘酒/名声/絶四海/精釀	(栗橋町)	(原勢屋儀兵衛)	埼玉の酒
20	栗橋宿跡Ⅳ	SK144	9期	銅板転写	1890～1910s	坏	玉鶴	大●発●	名酒	富岡町	西田長次郎	帝国信用録等
21	栗橋宿跡Ⅰ	SK116	9期	銅板転写	1890～1910s	小坏	千秋カ	名酒	銘酒/契松千歳/大富寿	(富島町)	(原島彦七)	清酒醬油商標いろは索引
22	栗橋宿跡Ⅰ	グリッド				小坏	千秋カ		銘酒/契松千歳/大富寿	(富島町)	(原島彦七)	清酒醬油商標いろは索引
23	栗橋宿跡Ⅵ	SK108	9期	銅板転写	1890～1910s	坏	米乃花	●部店発行	名酒/精釀	加須町	阿部正三	日本酒銘大鑑
24	栗橋宿跡Ⅵ	SK107	9期	銅板転写	1890～1910s	徳利	東遊	武蔵国加須町宇賀田喜助	専用/商標	加須町	宇賀田喜助	宇賀田次助のこ
25	栗橋宿跡Ⅶ	SD19	9期		1907	坏	日本橋	○庄	清酒品評会一等賞/名酒	行田町	横田庄右衛門	埼玉県酒造組合誌
26	栗橋宿跡Ⅵ	SK248	9期	多色刷銅板転写	1910～20s	徳利	柳橋	田口吉兵工吟工	埼玉群水深村下高柳/寒製	水深村	田口吉兵衛	
27	栗橋宿跡Ⅵ	SK248	9期	多色刷銅板転写	1910～20s	徳利	正宗	(桜 堺屋卯吉文)	有権商標/式等賞/名声/布四 海/本家精釀	栗橋町	植西宇吉	日本酒銘大鑑
28	栗橋宿跡Ⅶ	SK183	9期	多色刷銅板転写	1910～20s	坏	●川					
29	栗橋宿跡Ⅶ	SK188	9期	多色刷銅板転写	1910～20s	坏	泉川	古河西村	蒼海天/是一掬泉	古河町	西村辨蔵	茨城人名辞書
30	栗橋宿跡Ⅶ	SK169	9期	ゴム印版	1920～40s	坏	正宗	原勘	名声/絶四海/銘酒	(栗橋町)	(原勢屋勘兵衛)	
31	栗橋宿跡Ⅶ	SK169	9期	ゴム印版	1920～40s	坏	いろ娘			西宮町	紅野善三郎	日本酒銘大鑑
32	栗橋宿跡Ⅶ	SK252	9期	ゴム印版	1920～40s	坏	泉川	古河西村	蒼海天/是一掬泉	古河町	西村辨蔵	茨城人名辞書
33	栗橋宿本陣跡Ⅱ	SE7	9期		1950s～	坏	初緑			幸手市	石井欣兵衛	埼玉県酒造組合史
34	栗橋宿本陣跡Ⅱ	SE7	9期		1950s～	坏	菊白露			武雄町	田代元一	佐賀県酒造史
35	栗橋宿本陣跡Ⅱ	SE7	9期		1950s～	坏	寶富貴	酒は		幸手市	竹内増兵衛	埼玉の酒



第1図 幕末期の銘入り酒坏



第2図 明治前半期の銘入り酒坏



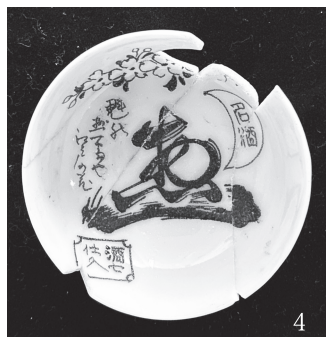
第3図 明治後期～戦前の銘入り酒坏



第4図 戦後の銘入り酒坏

造店」として原勢屋勘兵衛の名が見られる。明治10（1877）年の酒造人中便宜組合名簿までは名が確認できる（埼玉地区文化財担当者会 2005）が、その後、県や埼玉の諸組合からは小林家の文字が見えず、明治前期のうちに酒造は廃業したものと思われる。酒販店からコンビニへと業態を変え、営業は現在も継続しているが、明治28年の『大日本紳士録』以降は原勢屋勘兵衛を称することが減り、「酒類醤油食塩肥料商」として小林儀三郎名義が増加している。

惣一（兵庫県神戸市：本嘉納商店？）第1表4



その年で最も早くに江戸に到着した新酒のことを「惣一番」と呼んでもてはやしたことに由来する酒銘である。「惣一」銘自体は兵庫県御影町（現：神戸市）の本嘉納商店が明治33年に出願したものと、野本村（現：東松山市）の利根川惣平が大正5年に出願したものの2種があり、両者の字形はほぼ同一である。上部の意匠から、おそらく本嘉納商店の「惣一」であろうと思われるが、細かいデザインが異なるほか、極印が「酒七仕入」とある。「酒七」「サカ七」は栗橋宿でしばしば見られる仕出し店（酒屋？）の名前で、幸手の店名である。あるいは本品も坂長や原勢屋と同様に、酒販店が下り酒を意識して独自に命名した酒銘である可能性は否定できない。

櫻川（茨城県桜川市：辻善兵衛家？）第1表5

酒銘としてはいくつか類例があるが、近県では栃木県真岡市の辻善兵衛家によるものと茨城県西那珂村（現：桜川市）の堀川松太郎によるものがある。前者は宝暦4年（1754年）近江商人によ



り創業（商標取得は大正5年）、後者は明治18年（1885年）創業（商標取得は大正2年）であり、遺構の年代には前者が合致する。ただ、前者は鬼怒川流域、後者は桜川流域の酒造であり、いずれにせよ栗橋からは距離がある。左下の「大正」の極印も詳細不明であり、本品の「櫻川」銘が実際に酒銘であるか否かには疑問が残る。あるいは「磯部明神」として知られた桜川磯部稲村神社に関わるものであるのかもしれない。

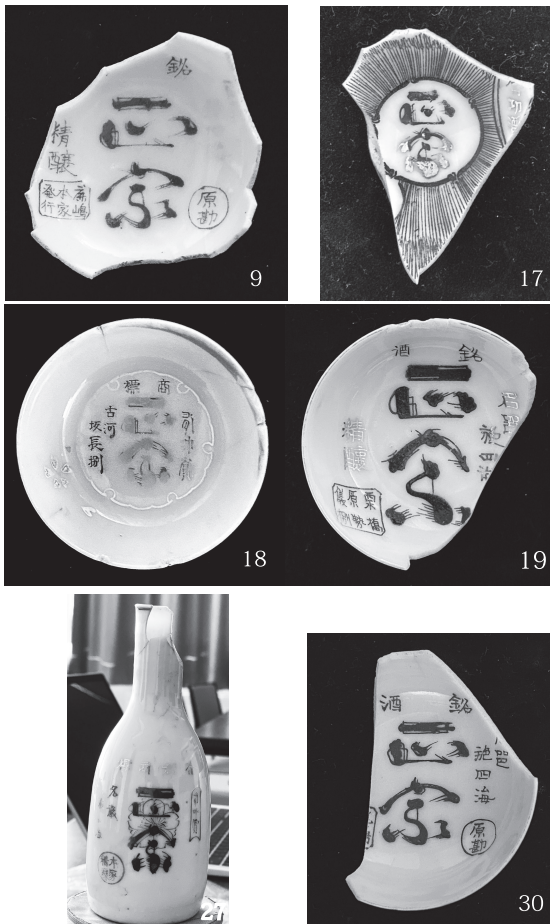
廻利吉（古河市：青木酒造か）第1表6



「廻利吉」「まわりよし」「めぐりよし」などの酒銘は参考文献中には確認できず、産地は推定できない。しかし、左下の極印には「青木製」とある。栗橋近隣の醸造家で青木姓を称するのは古河の青木善兵衛家以外に見当たらず、したがって後述する「鶴遊」同様に明治33年以前の青木家による銘柄としておきたい。

正宗（栗橋宿：原勢屋ほか）第1表9・17・18・19・27・30

享保年間に伊丹の山邑太左衛門家が仏典の文句「臨濟正宗」から採用した、とする説がよく知られる。その真贋はさておき、幕末～近代には下り酒をイメージさせる銘柄として、実際の酒造家に



かわからず「正宗」銘はきわめて野放図に用いられた(伊藤 2022)。「櫻正宗」や「菊正宗」といった実際の下り酒は扱える問屋が「鹿島本店」に限定されており、栗橋やその周辺で出土しているものは、9以外にそうした問屋銘がないことから、模倣品と思われる。

9には「鹿嶋本家発行」「原勘」とある。「原勘」は「原勢屋勘兵衛」の略号であり、真偽は不詳であるが実際に下り酒の「正宗」を原勢屋が販売していた可能性がある。

18には「古河坂長捌」「忒等賞」とある。「坂長」とはかつて古河市内で夙に知られた酒問屋「坂長商店」を指す。明治34年刊行の『茨城縣案内』掲載広告の時点では「坂本屋本店 佐藤長之助」とある(河原井 1901)が、明治43年『古河案内』掲載広告には「坂長商店」としてある(古河郷友会 1910)。当時の俗称としてよく見られたパターンで、坂本屋(佐藤)長之助を略して坂長とした

ものであろうが、「坂長」という呼称を自ら店名として用いるようになったのは明治後期以降のことであるようだ。また、「捌」字については、『古河市史民俗編』によれば、「別名さばきやとも呼ばれていたこの問屋は、(中略)近県の造り酒屋から仕入れ、独自にブレンドしたり、割水をおこなっていた。したがって銘柄は問屋が独自のものをつけていたわけである」という。してみると、本品は坂本屋が坂長商店になった以降のブレンド酒を指す「正宗」であろうか。ただ、「忒等賞」と品評会への出品をアピールしていることから察せられるが、この当時坂本屋が一切酒造を行っていなかったとも言い切れない。『古河市史』には明治初年前後に坂本屋酒造店として佐藤彦三郎の名が見え、『日本登録商標大全 第四編』には同氏名による「万勝」の酒銘が明治28年10月31日付で登録されている(東京書院 1905)。品評会での受賞記録は見当たらなかったが、この「坂本屋酒造」が、のちの坂長商店と何らかの関係にあるとすれば、坂長商店の自家醸造品である可能性もままあるだろう。

19には「栗橋原勢儀捌」とある。明治35年の『営業便覧』時点で栗橋の原勢屋号は小林儀三郎家と小林佐助家に分かれたれており、原勢屋勘兵衛を「原勘」と記したのと同様に原勢屋儀三郎を「原勢儀」と記したものであろう。

27の徳利には「堺屋宇吉」と記される。明治35年の『営業便覧』栗橋町に「酒類醤油商 堺屋號 植西宇吉」とあるのが初見で、酒販店であったようである。正宗の酒銘の背後には桜紋が配してあり、これは灘の山邑太左衛門家による「櫻正宗」の商標と一致する。ただし、「櫻正宗」をほぼ独占的に取り扱っていた酒問屋、鹿島本家の字は見当たらない。植西宇吉は大正7年に「金来」「金来正宗」なる商標を出願しているが、実際に酒造家として活動していた形跡は見当たらない。加えて昭和期の証言ではあるが、かつて埼葛地域の酒

販店は「店主が仕入れた数種の酒をブレンドして販売した」（埼玉地区文化財担当者会 2005）とする証言もあり、前述のような「さばきや」の逸話と同様に、独自ブレンドの正宗に過ぎない可能性も高いだろう。

大盛（愛知県半田市：深津源右衛門）第1表 8



遺構廃絶年代に合致する「大盛」銘は近県に確認できず、愛知県半田町の深津源右衛門家のもののみ確認できる。商標としては明治31年に登録されているが、多少書体が異なっている。深津家は天保13年創業の酒造家である。知多半島はかつて名醸地として知られ、「知多酒」は幕末期にあっては江戸市場でも下り酒に次ぐ地位を得ていたという（半田町 1926）。明治期に入って衰微し始めたというが、栗橋にも江戸を通じて入ってきていたのだろうか。

鶴遊（古河市：青木酒造）第1表 13・14・15



「鶴遊」は『日本酒銘大鑑』ほか参考文献の諸書籍に記載なく不詳であるが、13の極印に「古河松本吟造」とある。古河市内に現存する青木酒造の屋号が松本屋であるため、当時の青木善兵衛家によるものとわかる。14の外面に「青木善□□」とあるのもこれを裏付けるだろう。青木酒造

は天保2（1831）年に江州出身者が創業（常陽藝文センター 1996）し、現在も営業が続いている。現在は明治33年に命名されたという「御慶事正宗」がほぼ唯一の銘柄で、以前は他に古い銘柄もあったが資料は失伝したという（註2）。『日本登録商標大全』を見ると、明治34年1月付で「御慶事」が登録されており（東京書院 1905）、したがって「鶴遊」を銘に持つ本品は明治33年以前のもと思われる。

なお、14の極印には「奴利彦一□（手カ）捌」とある。「奴利彦」は東京都新川にあった中澤彦七家の卸売酒問屋の名称である。享保2年の創業と伝えられ、現在も「株式会社ぬ利彦」として営業を継続している。明治25年に結成された東京酒類仲間商組合（現在の東京都卸売酒販組合）の総代としても名が見え（『官報 1904年4月26日』）、酒問屋の大手の一つであった。「一手捌」とは、酒問屋の銘柄に対する独占販売を示す呼称であり、「鶴遊」が一時期、言わば奴利彦のプライベートブランドであったことがわかる。

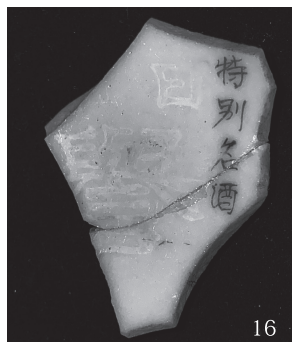
勢龍（古河市：三添庄右衛門家）第1表 12



左下の極印には「三添本家発行」とある。三添姓の醸造家は、小山市に「大津屋」を号した近江商人の三添庄右衛門家があった。もともと三添家が天明年間に創業したのは茨城県古河市であつたらしく、小山市には分工場を置いていたという。しかし大津屋は明治20年前後に一度倒産しており、明治23年に三添広吉によって小山市に再建された（徳田 1961）。再建後の銘柄は「一本鎗」のみであつたらしく、したがって「勢龍」は古河

で造っていた時期の三添家の酒銘と推定される。極印に「本家発行」とあるのも、古河の本家に対して小山の分工場という扱いであったのであろう。

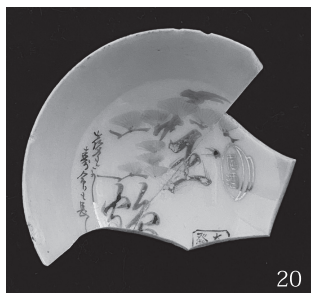
日本誉（結城市：野間清六？）第1表16



16

延享2年の創業と伝えられる「近江屋」野間清六家の銘酒であろうか。野間家は屋号が示す通り近江商人で、日清戦争（1894～1895年）のころに「日本誉」銘の酒を売り、好評を博して軍にも献上されたという。ただ、野間家が「日本誉」銘を使用する期間は短く、明治33年（1900年）には同郷の小西吉太郎に酒蔵と商標を譲り渡している（八幡町1940）。小西吉太郎は日本誉の他に「勇氣」「大慶」「還暦正宗」等いくつかのブランドを展開し、結城屈指の商人となっていくが、のち昭和16年の企業整理によって酒造業は廃業している。

玉鶴（群馬県富岡町：西田長次郎）第1表20

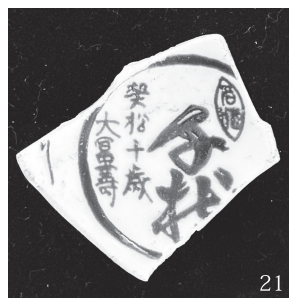


20

大正6年の『清酒醤油商標いろは索引』を見ると、群馬県藤岡町の岡崎新太郎が商標を所持しているが、岡崎はその後清酒醸造業から醤油・味噌醸造へ軸足を移しており、大正14年『日本酒銘大鑑』では、群馬県富岡町の西田長次郎が所持する商標となっている。岡崎による明治34年（1901年）出願の実際の商標を見ると、本品とは絵柄と書体、酒銘左の賛が異なっ

ており（福田1903）、本品は西田によるものの可能性がある。西田長次郎の酒造業は『帝国信用録 17版』によれば明治42年（1909）創業であるという。大正5年の『帝国酒類醤油業興信録（上）』を見ると「山星」として記載があり、鈴木忠右衛門に代表される行田の日野商人グループの一員であったことを伺わせる。昭和17年『日本紳士録』までは酒造家としての名が見え、戦間期ごろに廃業したものと思われる。

千秋（東京都中央区：中井商店）第1表21・22



21



22

全体の残る遺物が存在せず酒銘が判然としないが、「千秋」と読める。江戸の卸売酒問屋である「播磨屋」中井新右衛門家によって管理されていた商標の一つである（加納1917）。同家は明和年間の創業で、「大関」を一手捌するなど多数の商標を取り扱っており、このうち「千秋」の商標は明治45年に出願されている。のち中井家は経営の軸足を銀行業に移していくが、昭和恐慌により打撃を被り、衰微している。

米乃花（加須市：阿部酒造）第1表23



23

大正6年（1917年）『清酒醤油商標いろは索引』には「埼玉、北埼玉、加須町 阿部正三」として米乃花の銘を見ることができる。したがって右下の極印も阿部（酒）店であったと推定でき

る。「粧屋」号で知られた加須町の阿部家は明治9年（1876年）の酒造人中便宜組合の中に既に名が見える（埼玉県酒造組合 1921）が、「米乃花」銘自体は大正5年3月31日付けで商標が登録されている（東京書院 1917）。本品も大正5年以降のものであろう。阿部家はその後も精米事業等に進出し、事業を拡大したようであるが、昭和11年（1936年）『日本酒類醤油大鑑』には名が見られなくなっており、酒造家としては昭和初頭ごろに廃業したものと思われる。

東遊（加須市：宇賀田喜助）第1表 24

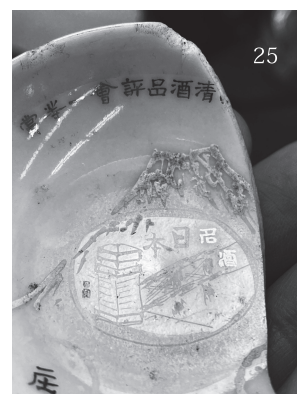


宇賀田家の醸造業は「山本屋」を号して明治10年前後に古河で創業し、大正5年に廃業している。「宇賀田喜助」は、創業者の宇賀田次助の女婿にあたり、これまた「山本屋」として次助が明治18～19年に加須市不動岡に工場を持たせたことに始まるという（宇賀田 2008）。明治20年代には不動岡から加須町内へ住所表記が移っており（埼玉県酒造組合 1921）、昭和9年に喜助が逝去する（『官報』1934年3月20日）と、ほどなくして廃業したようである。

喜助による「東遊」は、明治45年の埼玉県清酒品評会で五等賞を受賞したことを初見（同文社 1914）として、大正5年の『大日本帝国商工信用録 15版』まで見える（博信社 1916）。しかし、この酒銘自体は明治半ばから鈴木忠右衛門家が滋賀の本家で所有している商標（加納 1917）であった。そのためか喜助は大正元年に「風光」なる銘柄を出願、大正14年の『日本全国商工人名録』では「銘酒風光醸造元」と称している（商工

社 1925）。以上から、おそらく本品は1910年代に限定しうる資料と考えられる。

日本橋（行田市：横田酒造）第1表 25



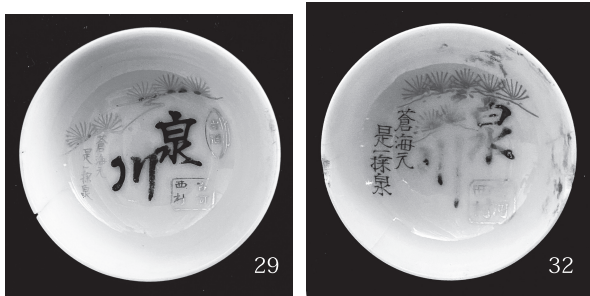
上絵付自体はすでに剥離しているが、剥離痕により橋の上に「日本」を描く「日本橋」銘とわかる。横田庄右衛門家の所持する商標である。同家は文化2年の創業で、鈴木忠右衛門を中心とした日野屋グループに連なる近江商人系の酒造家である（青木 2003）。同家によれば、「創業当時の日本橋は橋の画が欄干に行燈の図柄だったが、明治・大正時代になると石橋となって欄干からガス灯に代わった」（埼玉県酒造組合 2016）という。実際、明治34年の登録商標では欄干で（東京書院 1905）、大正4年の登録商標では石橋・ガス灯となっている（東京書院 1916）。明治年間に横田庄右衛門が清酒品評会で一等賞を受賞するのは、県組合の品評会では明治33年、38年、41年で、全国聯合清酒品評会では明治40年である。その価値からすると、本品は明治40年の受賞記念杯であろう。

柳橋（加須市：田口酒造）第1表 26



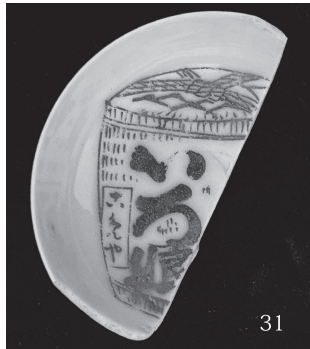
「日本橋」のそれを思わせる絵付の上部に異体字で柳を書いて「柳橋」。田口家は「中屋」を号した水深村（現：加須市）の酒造家で、創業は慶応元年という（商工省 1932）。吉兵衛の初見は明治 43 年、加須精米合資会社の出資者として阿部正三、宇賀田喜助らと共に名を連ねている（『官報 1910 年 9 月 19 日』）。銘柄は「柳橋」のほかにも「柳橋正宗」があった。昭和 14 年の『全国工場通覧』以降は記録が途絶え、戦間期に廃業したと思われる。

泉川（古河市：西村辨蔵家）第 1 表 29・32



「古河西村」の極印から、古河市台町にあった「増田屋」西村辨蔵家によるものとわかる。西村辨蔵家は明治 26 年『醸酒新法 前編』に名が見え（宇都宮 1893）、大正 2 年版『大日本酒醤油業名家大鑑』によれば、古河では青木家に次ぐ規模の酒造であった（東京酒醤油新聞社 1913）。「泉川」は明治期の酒銘であるらしく、大正期以降の文献には見られず、昭和 6 年時点で銘柄は「（御）神楽正宗」があったという（茨城県立歴史館 1989）。戦時統制により栗橋方面への販路を失ったためか、戦後の酒造組合名簿（1952）には名が見えない。

いろ娘（兵庫県西宮市：紅野善三郎家）第 1 表 31

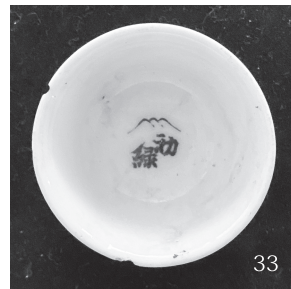


酒銘「いろ娘」は兵庫県西宮市の紅野善三郎が

所持していた商標である（加納 1917）。紅野家は西宮市の酒造家であったが、善三郎は明治 12 年に分家独立、明治 22 年に灘の酒造家と合流して西宮企業会社（現：日本盛株式会社）を設立している（人事興信所 1915）。

昭和 7 年時点でも商標自体は善三郎の名で存続・更新されていた（佐藤 1932）。本品については明治 12 年以降のものであろう。

初緑（幸手市：石井酒造）第 1 表 33



「初緑」という銘柄自体は昭和戦前のわずかな期間、吉川市に類例がある（醸界新聞社 1936）が、35 に幸手市の酒銘が見られるため、同じく幸手市の石井酒造のものである可能性が高い。石井酒造は天保 11 年（1840 年）創業と伝えるが、「初緑」は戦後になってからの銘柄であるという（埼玉県酒造組合 2016）。

菊白露（佐賀県武雄市：田代酒造）第 1 表 34



近県で「菊白露」銘を使用していた痕跡は見つからず、遠く離れた九州の酒銘と考えざるを得ない。田代家は嘉永元年の創業以来「菊白露」銘を使用しており、明治後期から大正年間にかけて隆盛を誇ったという（酒井ほか 1924）。昭和 29 年までは酒造家として記録が残るが、1960 年代には廃業したようである（佐賀県酒造組合

1967)。戦前は長崎市の花島屋が一手捌を行っており、有名であったにせよ栗橋宿に存在するのはやや不可解である。

(酒は) 寶富貴 (幸手市：竹内酒造) 第1表 35



幸手の上高野村で「武蔵屋」を号して酒造を営んだ竹内増兵衛家が所持していた銘柄である。竹内家は天保年間の創業といい、昭和63年に廃業している。明治期には「清海」「鬼ころし」の銘柄が確認できる。「寶富貴」は昭和7年に取得されている商標で、増兵衛が茨城県小桜村（現：石岡市）に短期間のみ所持した住所（工場？）で取得されている。のち、昭和9年の行幸の際には幸手に引き上げているようで、爾来は「清海」と並ぶ主力銘柄となったようである。

4 時期別の様相

幕末期（栗橋8期） 2点（第1・5図）

栗橋8期に遡りうる資料は2点のみである。いずれも「盛」銘を持ち、1、2ともに記銘左に同一の賛を持つことから、栗橋宿の原勢屋（小林）勘兵衛家によるものである。2点のみで言うことでもないが、この時期は原勢屋勘兵衛家が酒造を行っていた時期であり、銘を持つ酒は同家が独占的なシェアを占めていたと思われる。

明治前半期（9期：1870～90年代）（第2・6図）
酸化コバルト～型紙摺絵染付磁器を最新・主体とする段階である。前期に引き続き、原勢屋によるものが多いが、利根川の対岸の古河市の銘柄が急増する。12点中8点がこうした地廻りの酒であり、地域的制約が強いことを伺わせるが、実際に下り酒の可能性のあるものも2点見られる。



第5図 幕末期の酒造家位置



第6図 明治前期の酒造家位置

明治後半期（1890～1920年代）（第3・7図）

多色刷りを含む銅版転写染付磁器を最新・主体とする段階である。前期に引き続き栗橋・古河の地廻り酒も見られるが、それ以上に加須や行田などの利根川上流側沿川の諸酒造の進出が特に目立つ。また、栗橋宿内では「盛」銘が消滅し、「正宗」銘がとって代わるようである。

戦前・戦間期（1920～40年代）（第3・7図）

ゴム印版染付磁器を最新・主体とする段階である。報告例自体が少なく、3点しか抽出できなかったが地廻り酒と下り酒という組み合わせが保たれ



第7図 明治後期～大正期の酒造家位置

ている。

戦後の遺物（1940年代～）（第4・8図）

戦後のものと判断できる遺物は報告事例自体が僅少で不明なことが多いが、栗橋宿では第4図に示す3点が抽出できた。

注目すべきは本期で初めて幸手の酒銘（1・2）が現れることであろう。酒盃以外では、これ以前も料理店や仕出し店の名で現れているが、酒銘としては現れてこなかった。また、これまで通時的に現れていた古河の酒銘が見えなくなっている。



第8図 戦後の酒造家位置

5 考察

何かを語るにはいささか資料点数が貧弱に過ぎるが、以上から見えることを列挙してみよう。

まず、幕末期は2点とも、明治前期は12点中9点とほとんどが宿内や古河市の銘柄に限られていることが挙げられる。下り酒の銘も見られるが僅かなもので、栗橋と利根川対岸の古河とが経済的に非常に密接であったことが察せられる。

次に、明治後期に至って加須や行田等の利根川上流側の諸酒造の進出が見られる点がある。栗橋・古河の地廻りの酒銘も引き続き出土するが、これまで出土してこなかった加須や行田の酒銘がよく目立つ。また結城の酒銘も見られ、利根川対岸方面にも商圈が延びていることがわかる。

県内においてこの時期は、近江商人の日野屋グループによる酒造・防腐技術の向上が知られており（青木2003）、これを背景とした商圈の拡大が現れているのかもしれない。

さらに、戦後にこうした状況が大きく崩れ、新たに幸手の酒造家の銘が見られるようになることが挙げられる。もちろん「惣一」の項で述べたように、これ以前にも幸手宿は仕出し料理店等の名称が他の遺物に現れており、完全に商圈として断絶していたというわけではないだろうが、少なくとも酒造家としての存在感が薄かったことは指摘できるだろう。その距離に反して栗橋宿と幸手宿は意外と関係性が希薄であったのかもしれない。

加えて、明治～大正期を通じて見られた古河の酒銘が姿を消している。古河の酒蔵への聞き取り調査によれば、「戦中の統制経済で県外への出荷ができなくなった」とのことで、これは1941年10月に大日本酒類販売株式会社と道府県酒類販売株式会社が設立されたことを指すものであろう。醸造された酒類は全て大日本酒類販売株式会社に買い上げられた後、各県の酒類販売株式会社へ配給された。つまり酒類の販売が県単位で行われることとなったわけである。そうした統制経済

によって古河から栗橋への販路が失われた影響が、戦後に至っても流通上に残っていたとも捉えられるのではない。

こうした商圈の変遷は、近世期から引きつがれたいわゆる「江戸地廻り経済圏」の最終的な様相を示しているとも捉えられるだろう。近世後期において、江戸市場における下り酒の席卷と、商品作物の普及による地方への貨幣経済の浸透が、郊外の諸集落間の経済的つながりを密にすることに繋がったのだとするならば、そのつながりが遂に崩壊していく様が明治後期以降の様相には表れていると言えよう。

また、先述のように、そうした消長が技術的要因によるものだとするならば、逆に「江戸地廻り経済圏」とは実際には醸造・防腐技術の未発達に

端を発する地域的な経済圏のまとまりであって、技術的進歩に伴う他地域企業の流入によって戦前には崩壊し始め、戦中の統制経済がとどめとなったという観点のモデルも想定できるのかもしれない。

おわりに

本稿では栗橋宿から出土した酒杯の集成と調査を行った。申し訳程度の考察も行ったが、十分なものとは言い難く、また酒杯と同形でありながら醤油の銘が描かれるものについてはほとんど触れられなかった。ただ、醤油については酒とは別にまた膨大な研究史とテキストが存在するため、別稿に改めたい。

註

1 伊藤 1966 や篠田 1990 に詳しい

2 聞きとり調査による

参考・引用文献

- 茨城県立歴史館 1989 『酒造の歴史と民俗』
伊藤知生 2022 「近世江戸の偽ブランド酒流通とその後の商標保護」『酒史研究』第37号
伊藤好一 1966 『江戸地廻り経済の展開』柏書房
宇賀田達雄 2008 『宇賀田次助のこと』文芸社
宇都宮三郎 1893 『釀酒新法 前編』交詢社
加納幸蔵 編 1917 『清酒醤油商標いろは索引』特許商標月報社
河原井七之助 1901 『茨城県案内』
古河郷友会 1910 『古河案内』油治商店
古河市史編さん委員会 1983 『古河市史 民俗編』
交詢社 編 1942 『日本紳士録 46 版』
埼玉葛地区文化財担当者会 2005 『埼玉葛の酒』
埼玉県酒造組合 1921 『埼玉県酒造組合誌』
埼玉県酒造組合 2016 『埼玉県酒造組合史』
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2018 『栗橋宿跡Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 448 集
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2019a 『栗橋宿跡Ⅳ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 458 集
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2019b 『栗橋宿本陣跡Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 451 集
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2020a 『栗橋宿跡Ⅴ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 463 集
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2020b 『栗橋宿本陣跡Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 460 集
埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2021 『北2丁目陣屋跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 468 集

埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2022a 『栗橋宿跡Ⅵ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 473 集
 埼玉県埋蔵文化財調査事業団 2022b 『栗橋宿跡Ⅶ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 474 集
 酒井福松 村川嘉一 編 1924 『佐賀県の事業と人物』佐賀県の事業と人物社
 佐賀県酒造組合 1967 『佐賀県酒造史』
 佐藤虎雄 1925 『日本酒銘大鑑：登録商標称呼字別』三交堂出版部
 佐藤虎雄 1932 『日本登録商標銘鑑 酒類編』日本登録商標銘鑑刊行会
 篠田壽夫 1990 「江戸地廻り経済圏とヤマサ醤油」林玲子編『醤油醸造業史の研究』吉川弘文館
 醸界新聞社 1936 『日本酒類醤油大鑑』
 商工社 1925 『日本全国商工人名録 大正拾四年度版』商工社仮事務所
 商工省 1932 『全国工場通覧 昭和 7 年 7 月版』
 常陽藝文センター 1996 「特集茨城の酒Ⅰ」『常陽藝文』1996 年 12 月号（通巻 163 号）
 人事興信所 1915 『人事興信録 第四版』
 鈴木裕子 2002 「南前川町 1 丁目遺跡出土の薄手酒杯」『南前川町 1 丁目遺跡』徳島県埋蔵文化財センター
 妹尾久造 編 1895 『大日本紳士鑑』経済会
 帝国酒醤油新報社 編 1916 『帝国酒類醤油業興信録 上巻』
 東京酒醤油新聞社 編 1913 『大日本酒醤油業名家大鑑』
 東京書院 1905 『日本登録商標大全 第四編』
 東京書院 1916 『日本登録商標大全 第八編下』
 同文社 1914 『酒造家の顧問』
 徳田浩淳 1961 『栃木酒のあゆみ』栃木県酒造組合
 成瀬晃司 2011 「小坏に描かれた商標—江戸のノベルティグッズ—」『江戸時代の名産品と商標』江戸遺跡研究会編 吉川弘文館
 二宮麻里 2012 「江戸期から昭和初期 (1657 年 -1931 年) の灘酒造家と東京酒問屋との取引関係の変化」『福岡大学商学論叢』57 巻 1-2 号
 二宮麻里 2013 「明治期から大正期における灘酒造業：問屋依存型販売からの脱却と新興商人の酒類流通への参入」『福岡大学商学論叢』57 巻 3-4 号
 博信社 1916 『大日本帝国商工信用録 15 版』
 半田町 1926 『半田町史』名著出版
 福田鹿蔵 編 1903 『全国醸造物登録商標便覧表』太田竹次郎
 八幡町 1940 『滋賀県八幡町史 上』